

第1035回審査会合でのご指摘を踏まえた地震動審議対応の改善について

第1035回審査会合（2022年3月18日開催）において、原子力規制庁殿（以下、「規制庁殿」）より地震動審議における当社の対応について以下の指摘を受けた。

- 審査資料は、社内で十分に検討・議論したうえで作成し、審査会合においては、社内での議論を踏まえて、事業者の考え方を明確に主張すること
- 先行地点の審査実績を十分に検討し、審査資料に反映すること

以下に審査対応における問題点、原因を明確にし、今後の審査対応における改善策を示す。

1. 第1035回審査会合における問題点

第1035回審査会合における指摘事項について分析すると、下記の問題点が挙げられる。

① 事業者の考えの主張

- 審査資料において、地震動評価のパラメータの設定等に係る当社の考え方が明示されていない。
- 地震動評価の検討ケースの設定に関する質疑応答において、規制庁殿からの指摘に対し、当社の考え方を述べる事が出来ていない。

② 先行地点の審査実績の反映

- 先行地点審査における審議と同様の課題の対応において、検討シナリオが先行地点の審査実績を反映せず、大間地点独自の検討シナリオになっている。

2. 原因

上記の問題点が顕在化した原因を以下に示す。

① 事業者の考えの主張

- 審査資料においては、検討結果の保守性を優先したため、科学的論拠の整理が十分とは言えず、当社の考え方が明確になっていなかった。
- 検討方針策定及び結果の評価の分析、並びに説明性向上のために必要な情報の検討・整理が十分とは言えず、議論の深掘りが不足していた。

② 先行地点の審査実績の反映

- 先行地点の審議結果の大間審査資料への反映については、先行審査での検討内容を確認していたものの、その審査結果に至る審議経緯を大間審査資料へ関連付けることが不十分であった。

3. 改善策

前記の原因を踏まえ、体制、審査資料作成方法及び意識の各視点から、改善策を策定し、今後実施する。

1) 体制の改善

- 地震動評価及び審査資料作成に係る技術的議論について、適合性審査に係る社内会議の枠組みを有効に活用し、関係者が検討方針策定の早期の段階から分析の深掘りに必要な情報を検討・整理し、前項「2. 原因」に記載した事項を適切に是正しているか、都度確認しながら議論を進めることとする。さらに、適合性審査に係る業務の経験が豊富な地震動評価の専門家を当社に駐在させ、多面的な議論の深掘りを促進し、大間地点の特性を適切に反映した評価方針を策定する。(問題点①及び②の改善)

2) 審査資料作成方法の改善

- 科学的論拠を丁寧に記載したうえで、どのように保守性を加味しているかが明確化された審査資料を作成する。(問題点①の改善)
- 先行地点での審議事項と共通する部分と大間地点固有の審議事項を峻別したうえで、当社の考え方及び論点が明確化された審査資料を作成する。(問題点①、②の改善)
- 審査資料作成に当たって、大間地点の検討課題に照らして、先行審査の審査資料のみならず、過去の会合の議事録もしくは会合動画についても繰り返し確認し、関係者間で論点に係る情報を共有する。(問題点②の改善)

3) 意識の改善

- 関係者全員が審査会合における事業者のあるべき姿を再認識し、審査会合は規制庁殿と事業者が議論する場であることを念頭に置き、規制庁殿からの指摘を十分理解、咀嚼のうえ、科学的論拠を整理し、事業者として明確に主張するとの意識を、管理者以下関係者全員が持って臨む。(問題点①の改善)
- 関係者を招集して、これまでの適合性審査対応に係る問題点、原因及び改善策を共有する教育・指導の場を設け、意識の改善を図った。このような教育・指導は継続的に実施することとする。(問題点①の改善)

以上